

答申第 1110 号

諮問第 1749 号

件名：就職及び進学における不適切事例について、学校や教育委員会が把握しているものの不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 1 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が令和 5 年 1 月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

開示請求書の記載内容から、本件請求対象文書は、県立学校を含む県教育委員会が保有する、小学生及び中学生が進学及び就職する際の試験及び面接において、差別につながるおそれのある質問をされたなどの不適切な事例及びその対応について記載された文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

県教育委員会学習教育部義務教育課（当時。以下「義務教育課」という。）のつかさどる事務は、愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和 39 年教育委員会規則第 9 号）第 6 条第 6 項の規定により、「小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園（以下この項において「小学校等」という。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（特別支援教育課及び保健体育課の事務分掌事項を除く。）」、「小学校等の教育職員の研修に関すること」、「小学校等の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること」、「産業教育振興法に基づく中学校の設備並びに理科教育振興法に基づく小学校及び中学校の設備に関すること」及び「教科用図書選定審議会に関すること」等と定められているところ、小学生及び中学生の進学のう

ち県立学校以外への進学並びに就職の際の不適切事例については、在籍する小学校及び中学校並びにそれらを設置する市町村教育委員会がつかさどる事務であるため、県教育委員会が作成することはない。また、小学生及び中学生の進学のうち県立学校への進学の際の不適切事例については、義務教育課ではなく、県教育委員会学習教育部高等学校教育課（当時。以下「高等学校教育課」という。）の事務である。なお、高等学校教育課から別途審査請求人に対し情報提供を行っており、その部分についての開示請求は取下げとなっている。

審査請求人が、審査請求書において、小学校及び中学校において保有している文書の開示を求める旨主張しているが、事務上必要となることがないことから、義務教育課は本件請求対象文書を取得していない。

念のため、請求の内容に合致する文書を探索したものの、請求対象文書は存在しなかった。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書を管理していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、県教育委員会が保有する、小学生及び中学生が進学及び就職する際の試験及び面接における差別につながるおそれのある質問などの不適切な事例及びその対応について記載された文書（高等学校教育課分を除く。）であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、小学生及び中学生の進学及び就職の際の不適切事例については、在籍する小学校及び中学校並びにそれらを設置する市町村教育委員会がつかさどる事務であるため、県教育委員会が本件請求対象文書を作成することはないとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、小学生及び中学生の進学及び就職における不適切事例について、市町村教育委員会から情報提供や相談を受けておらず、念のため、請求内容に合致する文書を探索したが、本件請求対象文書は存在しなかったとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

2021年度 2022年度（小中について）

就職及び、進学において、不適切事例について、学校や教育委員会がはあくしているもの。

（学校について、あった場合学校長は、どのようにしているのか）

注）わかるものもあれば含む

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 6. 16	諮問(弁明書の写しを添付)
6. 3. 28	審査庁が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録を審査庁から受理
6. 5. 10 (第 685 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 6. 27 (第 688 回審査会)	審議
6. 7. 29	答申